

保育の必要性の認定に関する就労時間及び優先利用について

○子ども・子育て支援新制度において、保育所等を利用する場合の保護者の就労時間の下限（最低就労時間）及び保育所等の入所調整における優先利用を市町村で定めることとなったため対応するもの。

1. 保育認定にかかる保護者の就労時間の下限(最低就労時間)について

<概要>

- 新制度では、保護者の就労等により「保育の必要性」を認定したうえで、保護者が利用したい施設の利用調整を市が行う。
- 保育の必要性（保護者の就労時間）により、「標準時間」（主にフルタイム就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイム就労を想定）の2区分の保育必要量を設ける。
- このうち、「保育短時間」（1日8時間の保育利用可能）については、保護者の就労下限時間を、国が示す範囲内において各市町村で定めることとされた。

現行制度	新制度	
	国の考え方	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・国の定めなし ・市は、内部規程として、保護者、同居親族等に<u>月64時間(1日4時間かつ月16日以上)</u>と定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労時間の下限は<u>月48時間以上64時間の間で市町村が定める。</u> 	<p>[対応方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労時間の下限は、<u>月64時間(1日4時間かつ、1月16日以上)</u>とする。 <p>(理由)</p> <p>現行基準以下の保育については、現在実施している一時保育事業における対応が可能のため。</p> <p>新制度移行により今後保育の供給量が確保された場合に、保育所等の入所状況及び保護者の就労状況を考慮したうえで基準を再検討することとする。</p>

2. 求職活動、育児休業時の継続利用への対応について

<概要>

○求職活動や既に兄弟が在園中の育児休業取得時の支給認定（保育所等を利用できる）期間の取り扱いを定めるもの。

新制度

事由	国の考え方	市の考え方
求職活動	求職活動期間90日を限度	〔対応方針〕 ・国が示す限度である 求職活動期間は90日 とする。 ※現在も求職中であっても保育所の利用を認めているが、求職期間は2か月としている。（無就労から2か月以内に就職しなければ保育所退園）
育児休業中の兄弟の継続在園	育休中であっても既に在園している兄弟の継続利用を認め、その場合の育休期間は市町村で定めること	〔対応方針〕 ・ 育児休業の終了する月の末日までの継続在園を認める。 ※現在と同様の対応とする。

3. 優先利用について

<概要>

- 国が保育所等の利用調整に関し優先利用となる家庭及び児童の状況を提示したため、本市における利用調整においても以下のとおり取り扱いを行う。
- 利用調整にあたっては、保護者の状況に応じ採点を行い、高得点の者（＝優先度が高い）から利用施設を決定することとしている。

現行制度	新制度	
	国の考え方	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整にあたっては、保護者の就労時間等を基本に、保育に欠けると認められるうち、保育の必要性の高い者から利用施設を決定 ・優先利用については、国の個別通知により優先対応（ひとり親家庭、児童虐待・DV等） 	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③虐待やDV ④既存在園児の弟妹（多胎児を含む） ⑤子どもの障害 ⑥生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認める場合 ⑦育児休業明け ⑧地域型保育、認可外保育施設からの卒園、転園 ⑨その他市町村が定める事由 	<p>〔対応方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～④については、現在も優先的に利用調整を行っている。 ・⑤～については、国の考え方をを用いるとともに、各項目の配点（加点）については、保育の必要性を判断したうえで定める。